平成２８年（フ）第５１２０号
大阪府豊能郡豊能町東ときわ台９丁目15番地の14
債務者　谷口　忠夫
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１２３号
大阪市中央区久太郎町１丁目３番７―507号
債務者　馬場麻衣子
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５９２号
埼玉県所沢市並木８丁目１番地６―1001
債務者　松本　明子
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６２１号
埼玉県所沢市大字北秋津96番地の１　リーベスト所沢313
債務者　池田　順一
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第５５３号
埼玉県所沢市小手指町３丁目13番地　小手指ハイツＭ―403
債務者　相楽麻衣子
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第５８７号
埼玉県富士見市水谷１丁目12番地51
債務者　藤ノ木貴志
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６０２号
埼玉県所沢市宮本町２丁目23番36―606号　グランコート航空公園
債務者　山崎みゆき（旧姓櫻井）
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６１６号
埼玉県入間市上藤沢851―１　特別養護老人ホーム杏樹苑、住民票上の住所埼玉県入間市久保稲荷４丁目11番地７　バーブパナハイツＡ201
債務者　前田　憲二
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６３４号
埼玉県狭山市笹井２丁目25番13号
債務者　石川　美和
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第５３８号
栃木県小山市大字羽川300番地９　マロニエハイツ102、前住所栃木県真岡市熊倉町3458番地１　プリムヴェールＡ棟101号
債務者　小坂ゆかり（旧姓田辺）
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５２７号
栃木県那須烏山市野上1243番地
債務者　荒井　信雄
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５２８号
栃木県小山市大字粟宮479番地　シェーヌⅡ204、前住所栃木県小山市駅南町１丁目21番１号　ルナハイツパートⅠ―202号
債務者　田口　弘行
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５３６号
栃木県真岡市高勢町２丁目112番地、前住所栃木県河内郡上三川町大字上蒲生2188番地１　グランファミーユＣ―101
債務者　高橋　彰子
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１０７号
栃木県小山市東間々田３丁目２番37号　Ｍａｔｓｕｙａ　Ｃ201
債務者　間中　健太
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月10日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第５０３号
栃木県宇都宮市宝木町１丁目264番地５　ドムール３　203号、前住所栃木県鹿沼市下武子町188番地129
債務者　猪股　雅樹
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５３９号
栃木県さくら市草川61番地５　スクエアユース美輝Ａ102
債務者　松澤　純子
1　決定年月日時　平成28年12月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係